

平成 27 年度伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。ただし、障害者就労施設等には、三重県社会的事業所設置運営要綱に規定する社会的事業所を含むものとする。

3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、伊勢市の市長部局、消防本部及び消防署、市立伊勢総合病院、上下水道部、教育委員会事務局及び教育機関、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局とする。

4 調達する物品等及びその目標

障害者就労施設等から調達する物品・役務の目標は次のとおりとする。なお、下記に記載のないものであっても、調達可能な物品・役務であれば対象とする。

種別	調達品目等	調達目標額
物品	イベント・キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食（パン等）など	33万円
役務	清掃作業、除草作業、軽作業（郵便物の封入、ラベル貼り、袋詰等）、回収業務など	440万円

5 調達の実施及び推進方法

障害者就労施設等が供給できる物品等についての情報を共有し、発注可能な物品等を各部署において十分検討し、予算の適正な執行に配慮しつつ、可能な限り障害者就労施設等からの調達を実施する。

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。
- (2) 上記 4 の調達する物品等及びその目標、その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については、市ホームページに掲載する等の方法により、障害者就労施設等に情報を提供する。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び伊勢市契約規則第 20 条の 3 の規定に基づき、随意契約も活用する。ただし、契約金額が 10 万円を超えない場合は、その限りではない。
- (4) 調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障害者就労施設等から十分な意見聴取を行い、双方の益につながるよう、調達業務の改善に努める。

6 調達実績の公表等

- (1) この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の調達実績は、年度終了後に市ホームページ等により公表する。
- (2) 伊勢市地域自立支援協議会において、調達実績の評価と課題の分析を行い、次年度の調達方針に反映する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課とする。